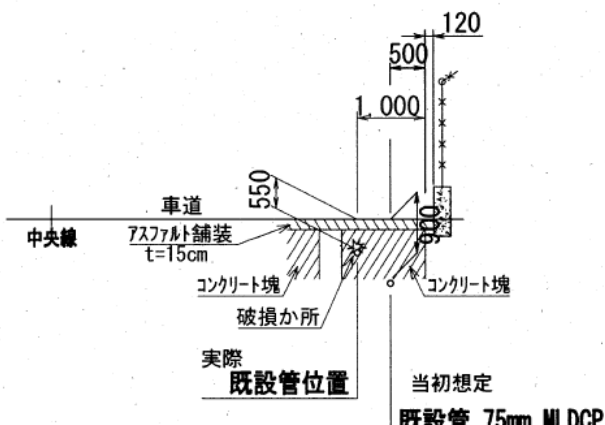


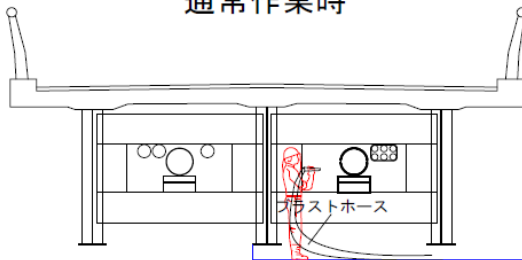
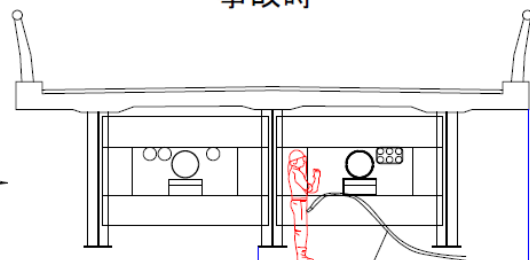
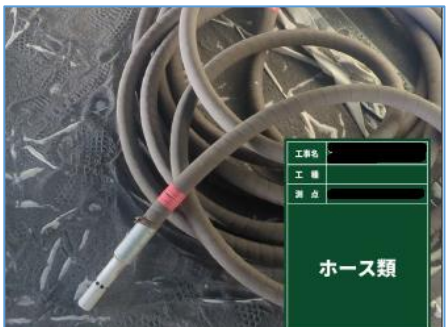
令和7年（暦年）建設工事事故報告書一覧表（1月～8月）

[illegible]

発生状況概略図（説明図）

事例番号	R 7 - 1	事故分類	物損公衆災害	
被災内容	配水管破損		工事区分（工種）	試掘工
職 種	土木		発 生 年 月 日	令和7年1月23日
試掘工に伴い、アスファルト舗装版直下のコンクリート塊（基礎構造物）を破碎中に、コンクリート塊の中に埋設されていた水道管φ75MLDCPに破碎機が接触し破損。				
〔状況図〕 				
要因	人 的	思い込みによる確認不足。	対 策	コンクリート塊を基礎の構造物との思い込みや付近の埋設深さ状況による思い込みをしない。
	物 的	—		
	管理的	—		
原 因	付近の土被りから埋設深さは1メートル以上あると思い込みによる確認不足。			

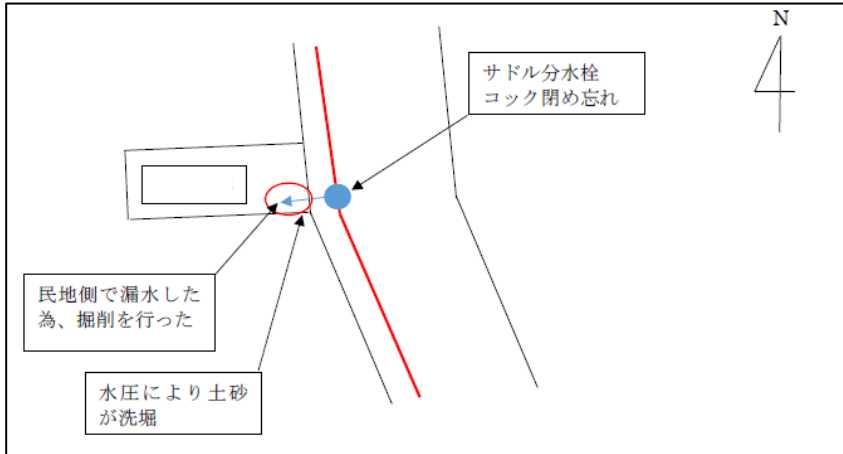
発生状況概略図（説明図）

事例番号	R 7－2	事故分類	労働災害	
被災内容	左足大腿挫創		工事区分（工種）	塗装工
職 種	土木		発 生 年 月 日	令和7年2月17日
ブラスト（素地調整）作業中、移動するときに誤ってブラストホースのノズルが手から離れてしまい、加圧されたノズルが左足大腿に直撃し被災した。				
〔状況図〕 通常作業時  事故時  ブラストホース 				
要因	人 的	慣れ、気の緩み、不注意から生じるヒューマンエラー。		対 策
	物 的	—		
	管理的	—		
原 因		被災者は経験が豊富であり、慣れや気の緩み、不注意から生じたと思われる。		
・日々の KY 活動及び朝礼にて安全対策の確認を徹底する。 ・ブラスト機械の操作方法等の再教育を行う。 ・迅速に機械停止できるようスイッチを作業員に固定する。 ・作業服の改善を図る。				

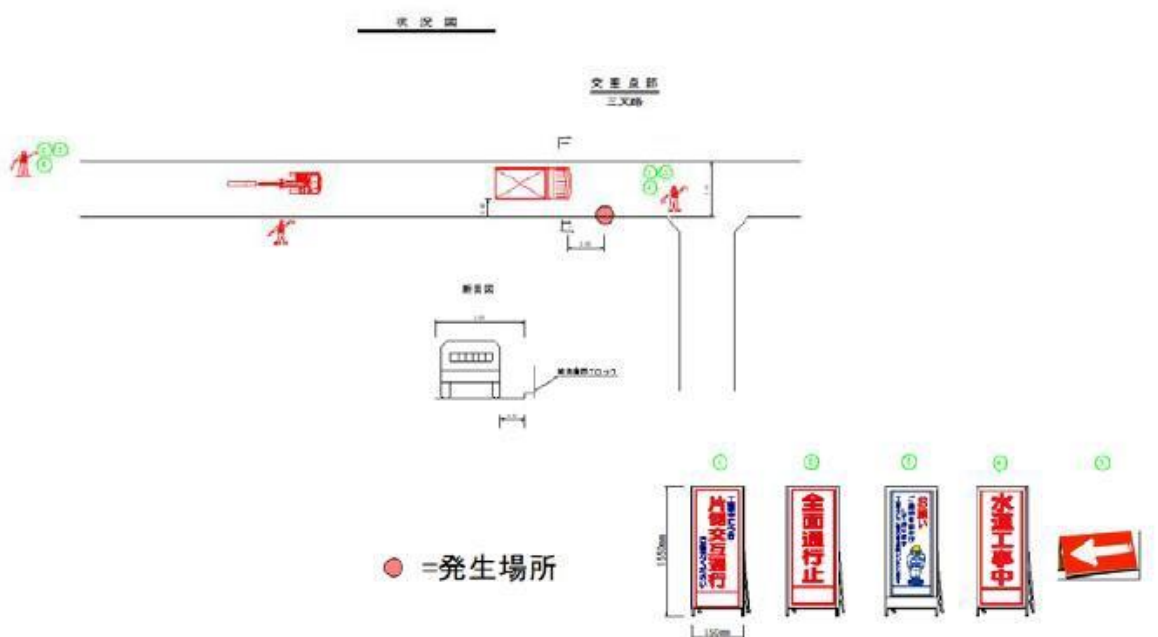
発生状況概略図（説明図）

事例番号	R 7 - 3	事故分類	物損公衆災害	
被災内容	配水管損傷		工事区分（工種）	管布設工事 150GXPEDCP
職 種	土木		発 生 年 月 日	令和 7 年 2 月 2 0 日
管布設路線には、既設管水道管と残置管水道管が埋設されている路線であった。 不明铸铁管が確認されたため残置管の確認作業後、エンジンカッターで切断・残置管撤去作業を行っていた。その後、同様に支障となる不明管が確認され、連続していると思われる位置に埋設されていたことから残置管と思い込みエンジンカッターで既設管を損傷した。				
〔状況図〕				
要 因	人 的	思い込みによる確認不足。	対 策	施行中に不明管を発見した場合は、完成図や現地をよく照査するとともに、地下埋設物占有者に確認依頼し不明管の確認について徹底する。
	物 的	—		
	管理的	—		
原 因		既設管にはポリスリーブ及び明示テープが未設置であったこと。残置管の埋設位置の思い込みによる確認不足。		

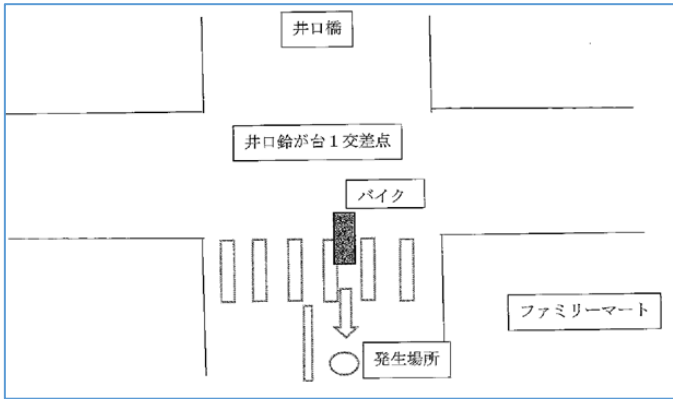
発生状況概略図（説明図）

事例番号	R 7 - 4	事故分類	物損公衆災害	
被災内容	漏水		工事区分（工種）	管布設工事 150GXPEDCP
職 種	土木		発 生 年 月 日	令和 7 年 4 月 2 3 日
通水作業中に、給水管取付替えのため取付けたサドル付分水栓の閉止コックを締め忘れ、宅地内で漏水が発生した。				
〔状況図〕  				
要因	人 的	思い込みによる確認不足。	対 策	・事故防止対策周知会（工事現場内）の実施。 ・サドル分水栓を穿孔後、2次業者の職長が確認を行い、1次業者の職長に報告、その後に現場代理人に報告、最終確認を3人で行う。
	物 的	—		
	管理的	—		
原 因		サドル分水栓を穿孔後に、閉止コックを閉めたと思い込んで確認を行わなかった。		

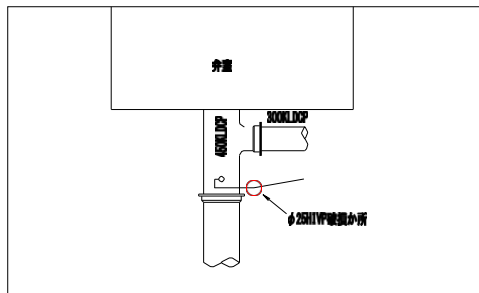
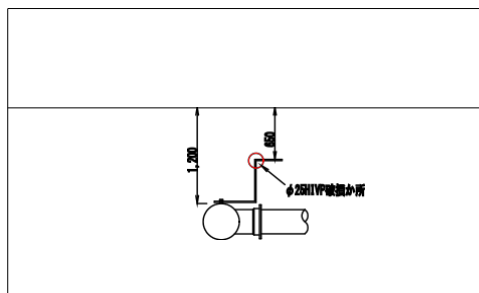
発生状況概略図（説明図）

事例番号	R 7 - 5	事故分類	その他	
被災内容	歩行者転倒		工事区分（工種）	仮舗装（管布設工事）
職 種	土木		発 生 年 月 日	令和7年5月12日
〔事故の概要〕 本管布設後、仮舗装の作業準備中に、小学生が通行するため作業を一時中断するよう交通誘導警備員から合図があり、道路幅員 3.1mの場所でダンプを停止させて通行を待っていたところ、ダンプ横を小走りで通り抜けようとした小学生が境界ブロックの上を踏み外し、バランスを崩して転倒した。				
〔状況図〕 				
要因	人 的	誘導の指示が弱かった。小学生が走り出すことを予想していなかった。		対 策
	物 的	ダンプを停車させていた。		
	管理的	なし		
原 因	下校中の小学生を誘導する際に、交通誘導警備員が個別誘導していたものの、走り出す状況を止められなかった（歩いて通行させられなかった）。			
		歩行者を通行させる際は、作業を一時中断し、通行の妨げとなる工事車両、資機材等は移動させ、通行帯を確保してから通行を再開する。また、工事車両等の待機所に現場前の空き地を手配する。 小学校へ工事場所を通行する際には交通誘導警備員の指示に従い通行してもらうよう改めて依頼する。		

発生状況概略図（説明図）

事例番号	R 7 - 6	事故分類	物損公衆災害	
被災内容	車両（バイク）損傷		工事区分（工種）	管布設工事 300GXPEDCP
職 種	土木		発 生 年 月 日	令和 7 年 5 月 2 0 日
〔事故の概要〕 工事規制解除中、仮舗装に段差ができバイクが通行した際に道路路面とバイクの底部が接触しバイクが損傷した。				
〔状況図〕   段差箇所				
要因	人 的	転圧不足	対 策	転圧時には、細部にわたり目視等にてよく確認し、入念な転圧を行う。
	物 的	—		
	管理的	転圧確認不足		
原 因		埋設物下越し部（既設管部分下側）等の転圧不足。		

発生状況概略図（説明図）

事例番号	R 7－7	事故分類	物損公衆災害	
被災内容	Φ25 残塩測定用配管破損		工事区分（工種）	準備工（試掘工）
職 種	試掘工		発 生 年 月 日	令和7年5月26日
〔事故の概要〕 試掘施工中に、出現したビニル管（φ25HI）にバックホウが接触し、破損（漏水）した。不用管との情報共有であったが、結果的に運用中の残塩計測用配管であった。				
〔状況図〕 平面図  断面図  				
要因	人 的	既設配管の配管状況及び通水状況の誤認	対策	・受発注間の情報共有を密にし、書面で残す等確実に行う。 ・既存資料による地下埋設物調査を再度行い、埋設状況や運用状況の把握に努めるとともに、想定外の埋設物へ注意を払い、慎重な掘削を心掛ける。
	物 的	想定外の埋設状況		
	管理的	—		
原因	・受発注者間の情報共有不足 ・想定外の埋設物及び埋設状況に対する注意・配慮不足			

発生状況概略図（説明図）

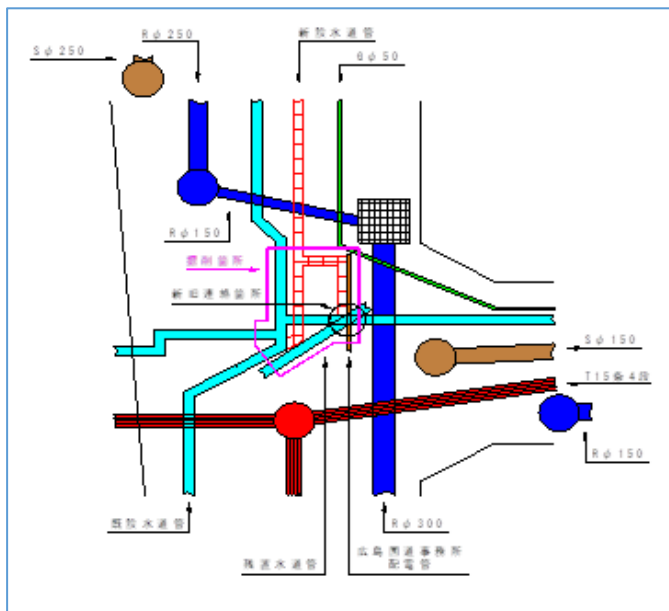
事例番号	R 7－8	事故分類	物損公衆災害
被災内容	街灯ケーブル(配電線の)切断	工事区分（工種）	新旧管連絡工
職 種	土木	発 生 年 月 日	令和 7 年 6 月 30 日

〔事故の概要〕

新旧管連絡工に伴う掘削作業中、事前調査では、水道管以外の埋設物はなく、図面にも記載がなかったが、鋼管φ30（不明管）が確認された。

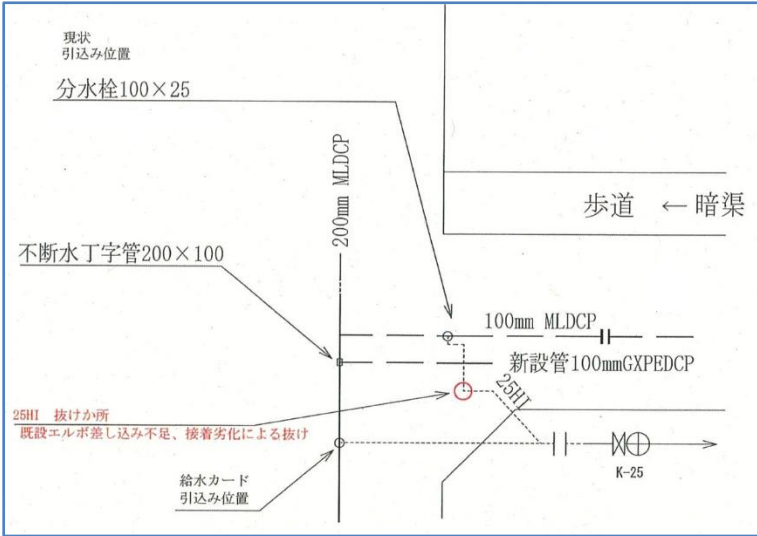
不明管が支障となるため、ドリルで小さく穴を開け、安全確認を行い、圧のない水が出てきたため、残置管であると最終判断し、切断。直後、現場に隣接する街灯（6基）が消灯した。

〔状況図〕

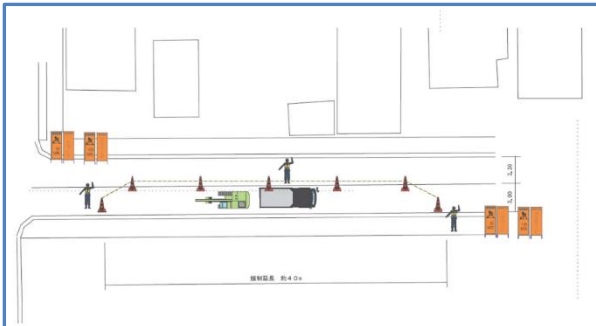
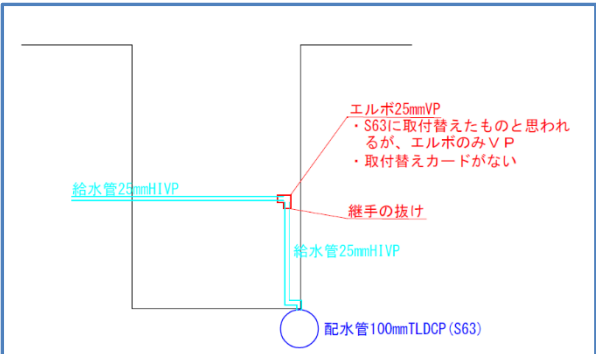


要因	人 的	電気ケーブルが存在する可能性を考慮していなかった。	対 策	・不明管が水道の残置管であると想定できる場合は切断等する前に水道局に確認する。 ・道路管理者（市役所・区役所の道路課など）や電力会社、ガス会社など、関連するすべての事業者の図面を複層的に確認する。 ・街灯・信号・看板といった地上設備がある場合は、必ずその電源系統に関する図面を確認する。
	物 的	—		
	管理的	占用協議の確認不足。		
原 因		地下埋設物の協議を行う必要があった。 露出した埋設物をよく確認する必要があった。		

発生状況概略図（説明図）

事例番号	R 7 - 9	事故分類	物損公衆災害	
被災内容	Φ 25 給水管継手部離脱		工事区分（工種）	管布設工100mmGXPEDCP
職 種	土木		発 生 年 月 日	令和7年7月16日
〔事故の概要〕				
新設管100mm管布設掘削作業中に、既設給水管（φ 25HIVP）のエルボ継手部が離脱した。				
〔状況図〕				
				
要因	人 的	—	対 策	・必要以上に給水管を露出させない。 ・やむを得ず露出させる場合は、露出時間を最小限に抑える。
	物 的	—		
	管理的	—		
原 因		・既設給水管継手部（エルボ）の挿入が不十分、接着の劣化と思われる。		

発生状況概略図（説明図）

事例番号	R 7 - 1 0	事故分類	物損公衆災害		
被災内容	Φ 25 給水管継手部離脱		工事区分（工種）	管布設工100mmGXPEDCP	
職 種	土木		発 生 年 月 日	令和7年 8月 7日	
〔事故の概要〕					
試掘調査掘削作業中に布設されていた給水管（φ 25mmHIVP）のエルボ継手部（φ 25mmVP）が離脱した。					
〔状況図〕					
					
					
要因	人 的	—		対 策	・ 必要以上に給水管を露出させない。 ・ やむを得ず露出させる場合は、露出時間を最小限に抑える。
	物 的	—			
	管理的	—			
原 因		・ 既設給水管継手部（エルボ）の接着不十分及び劣化と思われる。			

発生状況概略図（説明図）

事例番号	R 7－1 1	事故分類	労働災害	
被災内容	感電		工事区分（工種）	保守点検整備
職 種	電気		発 生 年 月 日	令和7年 8月 8日
〔事故の概要〕				
高圧受変電設備点検中に「主変圧器一次ヒューズ断」の警報を発報させるため、リレーを検知させる際に6．6 K Vの充電部に右手指が触れ、右手指から肘まで感電した。				
〔状況図〕				
平面図・作業員配置図			写真1(変圧器盤全体) 写真2(事故現場)	
要因	人 的	停電状態の作業であると勘違い	対 策	・ 現場表示の確認及び信号のやり取りの確認。 ・ 警報試験の発報方法の明確化。
	物 的	操作器具の不使用		
	管理的	現場表示等の確認不足		
原 因		当該設備が停電していると勘違いし、操作器具を使用しなかったこと。		